

# 地方分権一括法における鳥獣保護法の改正等の概要

## 地方分権の推進の趣旨

各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る。

## 国と地方公共団体との役割分担の原則

【国】

地方自治に関する基本的な準則に関する事務  
全国的規模・視点で行わなければならない施策及び事業

【地方公共団体】

地域における行政を自主的かつ総合的に実施

### 自然環境保全法

【国】

全国における鳥獣の生息状況の把握

情報提供

都道府県・市町村

## 鳥獣保護法についても現行の役割分担を基本に整理

【国】

鳥獣保護事業計画の基準の策定

鳥獣保護区の設定

生息する鳥獣の種類・数等を勘案して鳥獣の保護繁殖上特に重要と認められる区域  
(改正後の本法第8条ノ8)

鳥獣の捕獲の許可

国設鳥獣保護区内における鳥獣の捕獲  
保護繁殖を特に図る必要がある鳥獣の捕獲  
(絶滅危惧種を念頭に環境庁長官が指定)  
鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼす猟具  
(かすみ網)を使用する鳥獣の捕獲  
(改正後の本法第12条)

【地方公共団体】(すべて自治事務)

鳥獣保護事業計画の樹立

鳥獣保護区の設定

国が設定する鳥獣保護区以外の区域

鳥獣の捕獲の許可

左の ~ 以外の場合における鳥獣の捕獲  
条例で定める場合

市町村

国の緊急時における指示有り (注)

(権限委譲) →

猟区の設定の認可

(注) 一括法による改正後の本法第20条ノ7において、渡り鳥の急減等の緊急時に都道府県に対して国が必要な指示をすることができる旨規定